

報 道 資 料

平成 19 年 2 月 26 日 (月)

件 名： 在日米軍再編問題に関する国との協議について

概 要： このことについて、本日、市長が広島防衛施設局を訪れ、在日米軍再編問題について、広島防衛施設局長と協議を行いましたのでお知らせします。

記

1 訪問日時、訪問先及び相手方

平成 19 年 2 月 26 日 (月)

14:00～15:15 広島防衛施設局：局長 月橋 晴信

2 当 方

岩国市長 井 原 勝 介

3 協議内容について

「在日米軍再編に関する協議(1)」(別紙1)に基づき協議を行い、国からは、別紙2のとおり口頭回答があった。

4 今後の予定

本日の協議を踏まえ、さらに住民説明会での意見や3月定例会での議論等を整理し、改めて協議を行う。

在日米軍再編に関する協議(1)

岩 国 市
平成19年2月26日

(庁舎補助金)

現在、継続中の新庁舎建設の補助金を一方的に削除することは、国と岩国市及び市民との信頼関係を覆すものである。これまで繰り返し再考を求めてきたが、新年度予算の審議を迎える時期でもあり、明確な方針を示していただきたい。

(基本的事項)

1 岩国市の基本方針

「岩国基地機能の今以上の増強は容認できない。」というのが従来からの一貫した基本方針である。さらに、平成14年のCH-53D輸送ヘリの配備の際に、「基地機能強化に関する3項目」を国に示し、地元の意向を理解するとの回答を得た上で、その受け入れを容認した。(資料1参照)

今回の移駐案は、こうした経緯、趣旨を逸脱し、国と岩国市、市民の間の信頼関係を崩すものであり、大変遺憾である。国は、こうした経緯と岩国市の基本方針を尊重すべきである。

2 移駐理由

岩国基地への移駐理由として、厚木基地周辺住民の負担軽減が挙げられているが、負担の転嫁に過ぎず問題の根本的な解決にはならない。

また、もう一つの理由として滑走路の沖合移設が挙げられているが、結果的にはいえ、滑走路の沖合移設が米軍再編の受け皿になることは、地元住民の期待を裏切るものであり、到底納得できない。

3 住民投票や市長選挙で示された民意

今年3月の住民投票や合併後の市長選挙において、今回の移駐案については明確に「ノー」という民意が示されている。国はこの民意を尊重すべきである。

(個別事項)

1 FCLPの恒常的な訓練施設

FCLPの恒常的な訓練施設の建設の行方は、岩国基地のあり方に重大な影響を与える恐れがあり、どこに建設するのか早急に考え方を示し事前に十分協議して欲しい。

2 更なる安全安心対策

これまで示された騒音、犯罪、事故等への対応策では住民の理解が得られていない状況にある。更なる安全・安心対策を具体的に示していただきたい。

3 民間空港の再開

民間空港再開は米軍再編以前からの要望事項であり、再編問題とは切り離して着実に実施すべきであると考えるが、この点を明確にしていきたい。

4 海上自衛隊飛行隊の厚木移駐

海上自衛隊の岩国残留を繰り返し要望しているが、これに対する国の考え方を明確にしていきたい。

(質問事項)

1 NLPの事前訓練

厚木基地において「事前訓練」は行われているのか。行われているのなら、その実態を明らかにするとともに詳細な説明を求める。

2 米軍住宅について

愛宕山が有力な候補地ということであるが、必要な面積はどれくらいか。愛宕山が無理な場合、他の候補地はどこか。また、基地内で確保することは可能か。

3 地域振興策

- ・ 在日米軍再編特措法による交付金の要件、交付額如何。
- ・ 移駐に伴う施設整備が進捗した場合や、実際に移駐が実施された場合でも、移駐を容認しない自治体には当該交付金は交付されないのか。
- ・ 岩国市が移駐を容認しない場合でも、容認した周辺自治体には交付されるのか。



CH-53D 輸送ヘリコプター配備に係る要請書

今般要請を受けた、CH-53D 輸送ヘリコプターの配備に関し、住民の平穏と安全を守る立場にある地元自治体としては、下記事項について確認し、地元住民の不安を少しでも払拭したいと考えております。

貴職におかれましては、地元事情をご賢察のうえ、よろしくご配慮いただきますよう、特に要請いたします。

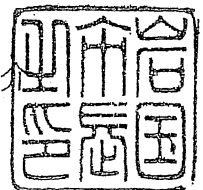
記

- 1 今回の措置は、これまで想定された事のなかった、テロなどの不測事態に関わる人道支援や、災害救助活動などへの対応を目的としたもので、基地機能の拡大強化を目的とするものではないこと。
- 2 従来からの、「岩国基地機能の今以上の増強は容認できない。」とする地元自治体の基本方針を認識されるとともに、今後とも、下記事項については十分に尊重されること。
 - i 今以上の航空機部隊の配備については容認できない。
 - ii 岩国基地は、「固定翼機の飛行場としての機能を有した航空基地」であり、その性格を変えるような措置については容認できない。
 - iii 地元住民の生活環境に、更なる悪影響を及ぼすような措置については容認できない。

平成 14 年 1 月 22 日

防衛施設庁長官 嶋 口 武 彦 殿

岩国市長 井 原 勝





施本第 74 号 (CFP)

平成 14 年 1 月 24 日

岩国市長 殿

防衛施設庁長官



CH-53D 輸送ヘリコプター配備に係る要請について (回答)

参照：平. 14. 1. 22. 付

「CH-53D 輸送ヘリコプター配備に係る要請書」

岩国基地については、我が国の安全保障に重要な役割を果たしていることについて、かねてより御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今後とも、こうした地元自治体との信頼関係を維持していくため、今回の要請においてお示しのあった地元の皆様の懸念や要望につきましては、十分理解した上で、地元自治体の御理解と御協力を賜りながら、岩国基地の安定的使用に取り組んでまいり所存であります。

参照文書により要請のありました本件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

1 について

岩国基地への CH-53D 輸送ヘリ配備は、平成 13 年 11 月 29 日に申し上げたとおり、米国における同時多発テロの発生を契機として、米軍として検討が加えられた結果、アジア太平洋地域において不測事態が発生した場合における人道支援・災害救助活動等により迅速かつ的確に対応し得る態勢を整えるために緊急に必要なものであるもので、是非とも地元の御理解をお願いしたい。

2 について

基地問題の解決及び施設・区域の安定的使用については、地元自治体との信頼関係が重要となるので、今後ともこうした信頼関係を大事にし、今般要請のあった意向を理解して、要請があったことを米側に伝えてまいりたい。

以 上

在日米軍再編に関する協議（１）への国からの回答

月橋局長から口頭で以下の内容の回答があった。

《聞き取りメモ：概要》

（庁舎補助金）

SACO関連補助事業から米軍再編経費として位置づけを変更したことは、国の事情であり、過去の経緯を踏まえると、岩国市民の市庁舎補助への御期待に添えなくなったことは、心苦しい面がある。

しかしながら、今後は、米軍再編に伴う影響の緩和と米軍再編の円滑な実施に資することを考慮し取り扱うことが適切と考えており、地元の米軍再編に対する現状を考慮すれば、やむを得ない措置であり、御理解願いたい。

今後、現実にはどのような状況となれば補助事業を継続するかは、一概に申し上げられないが、空母艦載機の移駐を含め、米軍再編について貴市と意見交換を行い、その対応を踏まえ、適切に対応してまいりたいとの意向が示された。

（基本的事項）

1 岩国市の基本方針について

貴市の「岩国基地機能の今以上の強化は容認できない」との基本方針は理解しているが、一般的に、防衛施設である飛行場における航空機の配備機数や人員については、安全保障環境の変化や技術力の向上等により変動するものである。

一般の米軍再編は、変化する国際情勢の中で国際テロなどの新しい脅威等に対処するかという問題意識の下に、抑止力を維持する一方で日本全体としての負担の軽減を図るという観点からまとめられたものであり、我が国の安全保障政策上、是非とも実現しなければならないものであるとの意向が示された。

2 移駐理由について

空母艦載機の移駐先については、

- ① 騒音の影響をできる限り少なくできること
- ② 飛行ルートของ安全性を確保できること
- ③ 空母艦載機の移駐に伴う施設整備の地積が確保できること
- ④ 米海軍と米海兵隊の航空戦力の統合的な運用が可能であること
- ⑤ 以上の条件が全て確保され、かつ速やかに移駐を行うことが可能なこと

等を考慮した結果、岩国飛行場については、滑走路移設事業により滑走路が沖合へ1,000m程度移設されることに伴い、騒音も一部地域においては増大するものの全体としては現状より大幅に軽減できること、航空機の離着陸の経路を海上に設定することから安全性も今以上に確保できること、また、移駐に伴う施設整備を行うスペースの確保が可能なこと、さらに、岩国基地には米海軍が保有しているF/A-18航空機が所在しており、統合的な米海軍・海兵隊の航空戦力を集約し柔軟な運用を可能にすることができることから、全ての条件を満たしており他の基地においてこのような条件を満たしているところはなく、空母艦載機の移駐先として両政府が合意したものであるとの説明があった。

3 住民投票や市長選挙で示された民意について

住民投票や市長選挙の結果については承知しているが、それ以降、当庁としては、貴市を

始め地元の団体等の要望に応じて住民に直接説明を行うなど、住民の方々の理解を得るよう努めてきたところであり、今後とも引き続き、昨年5月30日の閣議決定等に基づき、空母艦載機の移駐等に伴う安全・安心や騒音に対する住民の不安解消のため、貴市の考えや意見を伺いつつ、実行可能な具体的施策について検討してまいりとの意向が示された。

(個別事項)

1 FCLPの恒常的な訓練施設について

現在、米軍の運用上の所要について、米側に確認しつつ協議を行っているところであり、その具体的なやりとりについて、お答えすることは差し控えさせていただきたい。

当庁としては、現時点で、恒常的な同施設の設置場所を特定しているわけではないが、その選定に当たっては、今後、米軍の運用上の所要と騒音等の環境に及ぼす影響等を考慮しつつ、作業を進めていく考えであり、具体的な内容が固まった段階になれば、説明する旨の話があった。

なお、岩国飛行場をFCLP施設の整備場所とする考えがないことも説明された。

2 更なる安全安心対策について

騒音対策については、実際に空母艦載機等が移駐した後も十分な現地調査等を行い、万全を期す旨説明しているところであり、今後とも引き続き、貴市の考えや意見を伺いつつ、実行可能な施策について検討してまいりたいとの意向であった。

航空機事故等について、滑走路の沖合移設後には、航空機の離着陸の経路を海上に設定することから、より一層安全性が高まるものと考えている。

また、事件・事故等についても、今後とも引き続き、米側に対し綱紀肅正を求めるなど、その防止に一層の努力を求めていくとともに、治安対策等市民の安全・安心に係る具体的な対策については、今後、貴市の考えや意見を伺いつつ、実行可能な施策について検討してまいりたいとの意向が示された。

3 民間空港の再開について

当庁としては、民間航空施設の位置等について、現在、空母艦載機等の移駐に伴う施設整備に係る協議に合わせ、米側と協議しており、引き続き、空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に対する地元住民の御理解を得る施策の一つとして努力してまいりたいと考えているが、現時点で、当庁において民間空港施設を整備することは困難であるとの考えが示された。

4 海上自衛隊飛行隊の厚木移駐について

海上自衛隊の航空機17機の厚木飛行場への移駐は、空母艦載機の移駐に伴う岩国飛行場の運用増大による影響を緩和するための措置の一つとして講じることとしているものであり、さらに、米側との協議の中では、現状の海上自衛隊施設の規模や面積では、海上自衛隊航空機部隊の運用にも、今後、影響を与えるおそれが生じてきており、海上自衛隊航空機部隊の一部を厚木に移駐せざるを得ないとの説明であった。

(質問事項)

1 NLPの事前訓練について

米軍の運用に関するものの具体的な内容は承知していないが、米軍機の飛行実績について言えば、管制実績を見ても日によってばらつきがあり一概に申し上げることはできないものの、空母出航前1か月の訓練の負担が特に大きいものとは考えていない。いずれにしても、疑問点があれば今後説明に努めるとの話であった。

2 米軍住宅について

米軍家族住宅の建設用地については、米側の所要や建設できる面積にもよるため、現時点において確たることは申し上げられないが、これまでの例を申し上げますと、米軍家族住宅を基地の外に整備する場合、米側としては、コミュニティを形成したいとの要望があり、そのためには、小学校や運動場、売店などの支援施設も必要であることから、今回、愛宕山地域を取得し、米軍家族住宅を整備することとなった場合には、それらが建設できる一定規模の面積が必要になる。

当庁としては、今後、米側との調整や山口県及び岩国市による今後の事業の取扱いに係る検討結果を踏まえ、家族住宅の建設用地を検討する考えであるが、愛宕山地域を米軍家族住宅用地として取得が可能となった場合には、岩国市を始め関係自治体に十分説明し、これらの施設が周辺と十分調和するよう配慮してまいりたいと考えております。

3 地域振興策について

再編交付金については、本法案の国会での審議を経て、関連政省令の策定後に、その時点の状況を踏まえて確定されるため、現段階で、再編交付金の交付対象市町村及び市町村ごとの交付額等を明確化することは困難であります。

